

## 第8次地域保健医療計画及び第9期介護保険事業（支援）計画における在宅医療・介護サービス等の追加的需要へ対応するサービス見込み量の調整について

### 1 概要

- ・ 地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携に伴い、慢性期の入院患者の受け皿として在宅医療や介護施設等の追加的な需要が発生
- ・ 埼玉県における「2025年の療養病床からの追加的需要」は7,204人であり、この人数から介護医療院で見込む分を差し引いたものを在宅医療と介護施設等で対応

### 2 第8期介護保険事業（支援）計画における追加的需要の割合

- ・ 第8期計画（令和3年度～5年度）における追加的需要に係る介護サービス見込み量の推計について、介護医療院への転換意向の結果を踏まえた上で、「患者調査（平成29年度）」で判明した以下の割合を設定した。  
（「医療療養病床から退院する患者の退院先の状況」における介護施設の割合（3.785））

⇒ 在宅医療と介護施設の割合      1 : 4

### 3 第9期介護保険事業（支援）計画における追加的需要の割合

- ・ 第9期計画（令和6年度～8年度）の期間のうち、令和6年度及び7年度（2025年）の追加的需要に係る介護サービス見込み量の推計については、介護医療院への転換実績や転換意向の結果を踏まえた上で、前期と同様に直近の「患者調査（令和2年度）」で判明した以下の割合を設定する。  
（「医療療養病床から退院する患者の退院先の状況」における介護施設の割合（3.666））

⇒ 在宅医療と介護施設の割合      1 : 4

- ・ なお、令和8年度については、厚労省通知「医療計画及び介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保（R5年6月30日付け）」を踏まえ、市町村ごとに介護サービス見込量を推計する際に、サービス利用実績の傾向を令和8年度まで伸ばすことで追加的な需要を見込むこととする。